

## パブリックコメントの意見・回答

NO	頁	行	意見の概要	意見数	回答	修正 対応
1	1	16	「多くは環境収容力内の生息密度ではあるものの」を削除する。	1	ご指摘の趣旨は理解いたしますが、間違いであるとの明確な見解はないことから原文通りとします。	
2	1	17	「これらの種による被害については」を「特にニホンジカによる被害については」とする。	1	イノシシについては「保護対象を特定して柵を設置することや、加害個体を捕獲することによる対策」により一定の効果が得られている地域もありますが、現状においては、全国的・広域的に見た場合には、限界があると考えています。よって、原文通りとします。	
3	3	4-9	指定管理鳥獣等の全国的な分布や生息数の推定値情報は、既存の鳥獣統計の項目に拘らず、広く利用可能にすべき。また、統計材料として都道府県単位での集計にとどまらず、メッシュ情報として整備し、公開すべき。	1	指定管理鳥獣等の全国的な分布や生息数の推定値情報については、これまでも公開しており、鳥獣の保護及び管理に関する取組を効果的に実施するため、必要に応じて、関連機関等とメッシュ情報の生データを共有するなどしています。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。	
4	5	1	「有害鳥獣捕獲」に替わる言葉の提示が必要。	1	替わりの言葉として「被害防止の目的での捕獲」を用いています。	
5	6	19-22	指定管理鳥獣等の全国的な分布や生息数の推定値情報は、既存の鳥獣統計の項目に拘らず、広く利用可能にすべき。システムの整備のみでなく、積極的に情報を公開すべき。	1	指定管理鳥獣等の全国的な分布や生息数の推定値情報については、これまでも公開しており、鳥獣の保護及び管理に関する取組を効果的に実施するため、必要に応じて、関連機関等と生データを共有するなどしています。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。	
6	8	23	「狩猟の適正化のため、狩猟者にとっては、安全確保と法令遵守はもちろんのこと、地域社会の理解を得るためマナーも含めて遵守することも求められている。」という部分について、鳥獣の生態及び管理等の知識を有することも求められるべき。	1	当該部分は「狩猟の適正化」のために必要とされる事項を記載しています。よって、原文通りとします。なお、鳥獣の生態及び管理等に関する最低限の知識については、狩猟免許によって担保されていると考えます。	
7	8	37	当該地域での指定猟法禁止区域制度の活用部分は、以下のように書き換えたほうが意図を読み取りやすいと考える。 「これまで、水鳥の鉛製銃弾による被害防止を目的として、水辺を中心に設定されてきた指定猟法禁止区域制度を、猛禽類の保護の観点から、その生息地にも設定するなどの活用を図る。」	1	これまでも、猛禽類の鉛中毒の防止を目的として、北海道や宮城県において指定猟法禁止区域制度が活用されており、水鳥の鉛中毒の防止の目的でのみ活用されてきたわけではないことから、原文通りとします。	
8	9	7	「錯誤捕獲の防止のための対策に活用する」を「錯誤捕獲の防止と錯誤捕獲された際の対応のための対策に活用する」に修正する。	1	ご指摘を踏まえ、「錯誤捕獲の防止と錯誤捕獲が発生した際の対応のための対策に活用する」に修正します。	
9	9	10-12	捕獲個体の有効利用は、必ずしも鳥獣の管理を促進しない。捕獲個体の搬出と放置については、自然生態系における野生鳥獣の死体の役割も含め、倫理的かつ科学的に方針が示されるべき。	1	「必ずしも鳥獣の管理を促進しない」場合があることは認識しております。この部分は、「鳥獣の管理を促進するため」ではなく、「鳥獣の管理を促進する観点から」の有効活用について促進する、という趣旨です。よって、原文通りとします。	
10	10	9-21	生態系の重要性と環境教育の観点から、メジロ等野生生物の愛玩飼育を全面禁止すべき。またカスミ網を使った足輪の装着も直接的保護が明確でない場合は全面禁止すべき、研究目的なら何でも許される時代ではない。	1	愛玩のための飼育を目的とした捕獲については、廃止を含めた検討をすることとしています。また、かすみ網を用いた鳥類の標識調査は学術的な意義が認められるものと考えます。よって原文通りとします。	
11	10	35-36	「…国内の他地域に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣について…」を「…国内の他地域に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている又はそのおそれのある鳥獣について…」に修正する。	1	ご指摘の通り修正します。	

## パブリックコメントの意見・回答

NO	頁	行	意見の概要	意見数	回答	修正 対応
12	11	1	外来鳥獣の有害鳥獣捕獲の場合には、根絶もありうることを明記すべき。	1	ご指摘の点については、外来生物法や同法に基づく基本方針等において明らかであり、同法に基づく計画的な防除を実施することとしていることから、原文通りとします。	
13	12	1-2	「捕獲許可の...の際に、きめ細かく配慮していく必要がある。」を「捕獲許可の...の際に、きめ細かく配慮していく必要があるとともに、必要に応じて特定計画に基づく保護又は管理を図る。」に修正する。	1	ご指摘の通り修正します。	
14	14	10	「特に都道府県にあっては、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する者を都道府県の鳥獣行政担当職員として配置することが求められる。」を「特に都道府県及び市町村にあっては、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する者を都道府県及び市町村の鳥獣行政担当職員として配置することが求められる。」に修正する。	1	市町村に鳥獣行政担当職員を配置することは効果的な場合もあると考えますが、鳥獣被害の状況や地域によって状況は異なるものと考えます。よって、原文通りとします。なお、市町村の担当職員の資質向上の必要性については、第八三(ウ)等に記載しています。	
15	14	12	狩猟者が鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼を得られるように、」を「狩猟者が鳥獣の捕獲の担い手として社会から信頼を得られるように、」に修正する。	1	狩猟者は、鳥獣の捕獲を通して鳥獣の保護及び管理に貢献しており、他にも鳥獣のモニタリングや研究サンプルの提供など、広く鳥獣の保護及び管理に関わっています。よって、原文通りとします。	
16	14	15	「各都道府県において鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する人材が鳥獣行政担当職員に適切に配置されるよう」を「各都道府県及び市町村において鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する人材が鳥獣行政担当職員に適切に配置されるよう」に修正する。	1	市町村に鳥獣行政担当職員を配置することは効果的な場合もあると考えますが、鳥獣被害の状況や地域によって状況は異なるものと考えます。よって、原文通りとします。なお、市町村の担当職員の資質向上の必要性については、第八三(ウ)等に記載しています。	
17	15	22	メジロのように外見のよく似た別種が輸入された場合、輸入個体と違法に国内で捕獲された個体のすり替えが行われやすいため、「我が国に生息する鳥獣と同種であること」の部分は、「我が国に生息する鳥獣と同種である、または、一般にその種と識別が困難な種であること。」に修正する。	1	「我が国に生息する鳥獣と同種であること」の対象には、亜種も含めて指定できることとしていることから、現実的にその種と識別が困難な種は対象になっていると考えています。なお、別種であって識別が困難な種については、実態も踏まえつつ、必要な対応について検討してまいります。	
18	15	37	「今後廃止を含めて検討する」ではなく、「今後廃止する」と明記すべきである。	1	愛玩のための飼養を目的とした捕獲については、廃止を含めた検討をすることとしています。よって、原文通りとします。	
19	15	35-39	3.愛玩飼養の取り扱い 4行目の一方～10行目までを削除下さい。	16	愛玩のための飼養を目的とした捕獲については、廃止を含めた検討をすることとしており、この検討に当たっては、鳥獣を愛でることの意味、歴史的観点、動物福祉面、国内外の生物多様性の確保等を踏まえた野生鳥獣の愛玩飼養に関する総合的な検討を行うこととしています。よって、原文通りとします。	
20	15	36-37	「飼養の対象が外国産の鳥類等に限定されてしまうこと等にかんがみ、」の削除と、「今後廃止を含めて」の「含めて」を削除。	1	現状においては、愛玩のための飼養を目的とした捕獲を廃止した場合、飼養の対象が外国産の鳥類や狩猟鳥獣等に限定されてしまうことは事実であり、そのことを勘案することは重要と考えます。また、愛玩のための飼養を目的とした捕獲については、廃止を含めた検討をすることとしています。よって、原文通りとします。	
21	16	4	「...であり、自然の傷病による...」の「自然」を削除し、「...であり、傷病による...」とする。	1	人為的な傷病による野生鳥獣の死を生態系の重要な一要素と言うことは適当ではないことから、原文通りとします。	

## パブリックコメントの意見・回答

NO	頁	行	意見の概要	意見数	回答	修正 対応
22	16	31	捕獲のための餌付け(給餌)が、安易な餌付けに当たらないことの補足が必要。	1	第九7(2)ウに「不適切なわなの誘引餌の管理等、結果として餌付けとなる行為の防止を図る」と記載しており、ご指摘の点は盛り込まれていると考えます。よって、原文通りとします。	
23	16	10-11	「生物多様性に重点を置いて対応」を検討とあるが、高病原性鳥インフルエンザ発生時などには、受付けを行わないなどの問題があり、希少種については、特別な対応を行うなどを考慮した対応をすべき。	1	ご指摘の点については、都道府県ごとに整理する目的及び意義を踏まえて、個別の状況や地域の実情に応じた対応が図られるべきものと考えます。	
24	23	25	なお、海鳥や海獣類を対象とした鳥獣保護区の場合には、「海岸線からの距離を明示する等により、積極的に海面の指定も行うように務める。」を追加すべきである。	1	集団渡来地及び集団繁殖地の保護区では、渡り鳥及び海棲哺乳類の保護を図ることを目的として水面等の指定を含める旨、記載していることから、ご意見の趣旨は原文に含まれていると考えます。	
25	27	3	狩猟鳥獣の放鳥獣に限った内容に変更し、狩猟鳥獣以外の放鳥獣については方針を示さないように読める。	1	当該部分は、現状、鳥獣保護管理事業に基づいて行われている放鳥獣(キジ・ヤマドリ)について記載したものであり、いずれも狩猟鳥獣であることから、原文通りとします。狩猟鳥獣以外の種への方針は、第三2(3)及び(4)に記載しています。	
26	29	28	ワイヤーの材質や形状、強度についての補足が望ましい。	1	現時点でワイヤーに関する詳細な材質や形状、強度について、基準となりうる知見が不足していることから、原文の通りとします。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。	
27	29	24-35	「3)ヒグマ及びツキノワグマをわなで...の場合」とその付属事項を「1)」とし、「1)くくりわな...の場合」とその付属事項を「3)」とし、「a イノシシ、ニホンジカ以外の鳥獣」と修正する。	1	「a イノシシ、ニホンジカ以外の鳥獣」とした場合であっても、クマ類をくくりわなで捕獲する場合がありますと誤解を招く可能性があると考えます。原文通りであっても、クマ類ははこわなに限定されていることが明確であるため、原文通りとします。	
28	29	30-33	とらばさみは全面不許可にする。	2	内径12cm以下で、鋸歯のない、衝撃緩衝器具を装着したとらばさみ等については、マンガース等の管理を図るべき鳥獣に対して効果的に使用される場合もあり、許可捕獲の中で、慎重に使用されるべきものと考えます。	
29	29	30-33	狩猟対象種からノイヌ・ノネコを削除してください。	2	狩猟鳥獣は鳥獣保護管理法の施行規則で定められており、今回の意見募集の対象外です。ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
30	30	21	医学・薬学における学術研究の目的のために、野生動物を捕獲することに反対する。	1	医学・薬学の研究のために鳥獣を捕獲することを制度上なくすことは適当ではないと考えます。よって、原文通りとします。	
31	30	7-9	「捕獲実施区域と水鳥または希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的見地から、鉛中毒が発生する蓋然性が高いと認められる地域に係わる捕獲許可に当たっては…」を「捕獲実施区域と水鳥または希少猛禽類の生息地が重複しており、鉛中毒が発生する蓋然性が高いと認められる地域に係わる捕獲許可に当たっては…」に修正する。	1	現時点では、本州以南における鳥類の鉛中毒に関する情報は少ないことから、鳥獣の捕獲等に起因する鳥類の鉛汚染の状況の把握のための調査等、科学的見地からの情報収集及びそれに基づく対応が必要とされています。よって、原文通りとします。	
32	30	8-9	「捕獲許可に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾以外の銃弾を使用する、」を「捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造・素材の装弾を使用する、」に修正する。	1	ご指摘の通り修正します。	

## パブリックコメントの意見・回答

NO	頁	行	意見の概要	意見数	回答	修正 対応
33	33	16-18	許可対象者の条件が不明確。	1	許可対象者の考え方は記載の通りであり、明確と考えます。	
34	34	16-17	以下の点を踏まえ、「農業被害」「農業者」を「農林業被害」「農林業者」としてほしい。 ・農山村では、農地と森林が隣接しており、農地だけの対策だけでは、隣接する森林から鳥獣が侵入し対策の効果が得られない。一体的な対策を講じられるようにすべき。 ・現状林業で被害は少ないが、農地だけで対策することで、林地へ被害が拡散するかもしれない。 ・戦後造林した人工林が主伐の時期を迎え再生造林面積の増加に伴い、ノウサギ等の小動物による幼齢造林地における被害が再び増加することが懸念される。今後は、より一層ノウサギへの対策が重要となってくる。 ・森林所有者や林業従事者が自ら被害対策を講じられるよう措置を講じるべき。	44	ご意見を踏まえ、「農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内(使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。)において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合」に修正します。	
35	36	19	「原則として許可しない」を「許可しない」にして下さい。	1	法令上、愛玩飼養を目的とした捕獲許可は特別な事由があると認められる場合に限り可能となっているため、記載は必要と考えます。よって、原文通りとします。	
36	36	20	愛玩のための飼養を目的とした捕獲に関する特別な事由について、野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然とふれあう機会を設けるためとあるが、現在、車椅子の方を対象にした探鳥会などもあり、観察コースの整備や身体の不自由な人たちと楽しむ探鳥会の開催促進等を行うことで対処すべきである。	1	特別な事由の例示として示しているものであり、地域の実情に応じて都道府県知事により適切に判断されるものと考えます。よって、原文通りとします。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。	
37	36	18-37	(2)愛玩のための飼養の目的ア～オまでを削除下さい。	17	法令上、愛玩飼養を目的とした捕獲許可は特別な事由があると認められる場合に限り可能となっているため、記載は必要と考えます。よって、原文通りとします。	
38	36	20-21 24-26	「事由」以下のカッコ書きと、「ア 許可対象者」のカッコ書きの削除。	1	特別な事由の例示として示しているものであり、地域の実情に応じて都道府県知事により適切に判断されるものと考えます。また、過剰な飼養を助長しないよう、許可対象者の限定も必要と考えます。よって、原文通りとします。	
39	37	26-34	伝統的な祭礼行事等で、鳥獣を致死させることに反対する。	1	伝統的な生活様式を伝承するための獣類の捕獲等、伝統的な祭礼行事に配慮し、極めて限定的に認められるものであることから、原文通りとします。	
40	38	37	ニホンカモシカの錯誤捕獲に対する方針も示すべき。	1	錯誤捕獲の防止に関しては、第三5(2)等において、ニホンカモシカに限らず錯誤捕獲を防止することを記載しておりますので、原文通りとします。	
41	40	20	蓮田等で防鳥網等による鳥類の羅網等が起こっており、希少鳥獣の羅網も確認されていることから、これを防ぐ技術開発を追加すべきである。	1	第七3(2)において、被害防除対策に係る技術開発について記載しており、ご指摘の点はこの中の「等」に含まれているものと考えます。よって、原文通りとします。	
42	41	26	鉛中毒の発生の原因を明記すべきである。具体的には、水鳥などが消化のために小石として飲み込むことによる従来の中毒に加え、猛禽類が鉛製銃弾で打たれた獲物の肉と一緒に摂食してしまうことを明記する。	1	ご指摘の原因については認識していますが、それ以外にも、魚釣りの錘による鉛中毒の可能性もあり、全ての原因について明らかにされているわけではないことから、個別の原因について明記することはしません。よって、原文通りとします。	

## パブリックコメントの意見・回答

NO	頁	行	意見の概要	意見数	回答	修正 対応
43	43	6-20	「国がガイドラインを作成している鳥獣については、ガイドラインに示されている考え方を参考に保護又は管理の目標の設定等を行う。」を追記する。	1	ご指摘を踏まえ、第六の冒頭に、「国が技術ガイドラインを作成している鳥獣については、当該ガイドラインに示されている考え方を参考にする。」を追記します。	
44	47	2	鳥獣の生態に関する基礎的な調査について、外来鳥獣に関する項目を追加して欲しい。	1	外来鳥獣については、第七1(1)に含まれます。よって、原文通りとします。	
45	49	2-17	鳥獣保護管理員、保護及び管理の担い手の育成及び配置について環境教育に関する記述を追加して欲しい。	1	環境教育については重要と考えますが、第八2(1)で言及しているほか、鳥獣の保護及び管理の担い手の育成及び配置という観点から、必ずしも環境教育のみを言及する必要性は高くないと考えます。よって原文通りとします。	
46	49	27-30	鳥獣保護管理員については、選考方法を公募とし、鳥獣保護の各分野について専門性のある人物を採用すべきである。	1	鳥獣保護管理員の活動や任命の考え方については、第八2に記載しており、その選考方法や採用については、この考え方を踏まえて都道府県が適切に決定すべきものと考えます。	
47	50	5	「鳥獣の保護及び管理の担い手」を「鳥獣の捕獲の担い手」に修正する。	1	狩猟者は、鳥獣の捕獲を通して鳥獣の保護及び管理に貢献しており、他にも鳥獣のモニタリングや研究サンプルの提供など、広く鳥獣の保護及び管理に関わっています。よって、原文通りとします。	
48	51	32	<p>傷病鳥獣については、獣医師、民間団体等との連携、地域住民の参画等を普及啓発することに、大いに賛同する。一方、地域によっては、連携できる団体や参画できる地域住民等が乏しい地域もあることが否めないことから、「生命の尊厳」を重視し、さらに教育上・倫理上の問題を考慮し、自治体で定める救護対象種外の種であっても、一定の流れができるまでは、自治体で原則救護すべきと考える。</p> <p>また、救護ボランティア制度については、講習や研修の義務付け、面接や適性判断を行うことが望まれる。</p> <p>傷病鳥獣の追跡調査・個体識別については、可能な限り行われることが望ましい。また、放鳥・放獣が困難である個体について、終生飼養が余儀なくされるケースにおいても、第三者に譲渡できないような仕組みづくりも重要であると考えます。</p>	1	ご指摘の点は、第九4に記載されている考え方に基づいて、都道府県が地域の実情や個別の状況に応じて対応すべきものと考えます。よって、原文通りとします。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。	
49	52	14	救護された傷病鳥獣の違法飼養を防ぐ観点から、法令上必要な手続きを明記すべきである。	1	ご指摘を踏まえ、「収容に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続を行う。また、非狩猟鳥獣については、法に基づき、捕獲許可の有効期間の末日から起算して30日以内に、飼養登録をしなければならないことに留意すること。」と追記します。	
50	52	32	「野生復帰」を「放野」と変更し、救護個体を放す場合は「放野」で統一する。	1	ご指摘の通り修正します。	
51	54	1	誤字 誤)誘因餌 正)誘引餌	1	ご指摘の通り修正します。	
52	57	30	モニタリングの一環として、放置された個体を捕食する鳥獣の把握のために、無人カメラ等によるデータの収集も検討すべきである。	1	ご指摘の点については、必要に応じて、都道府県が実施を検討するものと考えますので、基本指針に明記することはしません。	